

■ 道路運送法等の改正に伴う下野市地域公共交通会議条例の改正について

1. 法改正の概要

- 令和5年10月施行の道路運送法の改正に伴い、**運賃・料金の協議を行う場合は、地域公共交通会議とは別に、道路運送法第9条第4項で規定する者を構成員とする「運賃協議会」等において協議を行う**ことになりました。
- 自家用有償運送（福祉有償運送も含む）を行う際には、運営協議会における協議を行う必要がありましたが、令和5年10月施行の道路運送法施行規則の改正に伴い、運営協議会を地域公共交通会議へ統合することになりました。これにより、**これまで福祉有償運送運営協議会で協議されていた福祉有償運送の必要性や対価等についても、地域公共交通会議の中で総合的に協議する**ことになりました。

2. 下野市地域公共交通会議条例の一部改正について

運賃協議会の設置及び**福祉有償運送（自家用有償運送）に関する協議**について、下野市地域公共交通会議条例に規定するため条例の一部改正を行いました。（令和6年9月定例会にて議決）



3. 運賃協議会の設置について（条例第9条）

➤ 概要

これまで、運賃・料金に関する協議は地域公共交通会議において協議をしていましたが、道路運送法の改正に伴い、地域公共交通会議とは別の協議会において実施することになったため、**地域公共交通会議に分科会（部会）として「運賃協議会」を設置**いたしました。

➤ 運賃協議会の構成員について

道路運送法第9条第4項の規定に基づき、地域公共交通会議の委員のうち次の者を構成員とするよう規定しました。

- ・市長又はその指名する者（市民生活部長）
- ・運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者（デマンド運行事業者）
- ・栃木運輸支局長又はその指名する者
- ・公募による住民の代表者
- ・その他市長が必要と認める者



4. 福祉有償運送に関することの協議について

➤ 概要

福祉有償運送（自家用有償運送）を実施する場合は、栃木県への登録・届出となりますが、運行区域自治体の「地域公共交通会議等」での合意が必要となることから、これまで、社会福祉課所管の「下野市福祉有償運送運営協議会」において協議を行っていました。

道路運送法施行規則の改正に伴い、「運営協議会」が地域公共交通会議に統合されたことにより、地域公共交通会議において福祉有償運送（自家用有償運送）に関する協議を実施することにいたしました。

➤ 協議内容について（条例第2条）

協議事項に「**自家用有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること**」を追加。

➤ 地域公共交通会議の委員について（条例第3条）

道路運送法施行規則第4条の2に規定に基づき、現委員に以下の委員を追加するよう規定しました。

【委員の人数】 改正前 21人以内 → **改正後 24人以内**

【追加した委員】

- ・ 現に自家用有償客運送を行っている特定非営利活動法人等
- ・ 市長又はその指名する者（市民生活部長・社会福祉課職員）